

官報号外

平成三十年三月二十七日

○第一百九十六回 衆議院会議録 第十二号

平成三十年三月二十七日(火曜日)

議事日程 第十号

平成三十年三月二十七日

午後一時開議

第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(法務委員長提出)

第二 保険業法等の一部を改正する法律案(第百九十五回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(法務委員長提出)

第二 保険業法等の一部を改正する法律案(第百九十五回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 東日本大震災の被災者に対する援助

のための日本司法支援センターの業務の特例

に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

日程第二 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会、内閣提出)

洋君。

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日

本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 日程第一、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、保険業法等の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、保険業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

○議長(大島理森君) 本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後一時七分散会

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る三月二十三日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

二月七日当委員会に付託され、継続審査に付されを延長するものであります。

本案は、第百九十五回国会に提出され、昨年十二月七日当委員会に付託され、継続審査に付されを延長するものであります。

今国会におきまして、去る三月二十三日、麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

〔小里泰弘君登壇〕

○小里泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成三十年三月三十一日に期限が到来する特定保険業者であつた少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響を踏まえ、五年間期間

官 報 (号 外)

平成三十年三月十三日提出
質問 第一四一號

內閣衆質一九六第一四二號

地域おこし協力隊の政策効果に関する質問主意書

提出者 城井

地域おこし協力隊の政策効果に関する質問主意書

地域おこし協力隊の政策効果に関して、以下質

一 平成二十八年度に国から算定額ベースで一億

円を超える特別交付税を受けている道府県及び市町村を把握しているか。把握している場合

は、道府県及び市町村名とそれぞれの金額を示されたい。

二 平成二十八年度にその自治体で活動した隊員の人数ならびに任期満了後活動地と同一市町村

内に定住している割合を把握しているか。把握

三 特別交付税として措置された事業費の一部を

その自治体がアーリーして地域おこし協力隊に関する目的以外に使用していないかを国として確認する

政策効果と異なり、その自治体への特別交付税認しているか。また確認されれば事業が目指す

措置を見直すべきと考えるが、政府の見解を示さない。

四 特別交付税の算定額が大きいにもかかわらず、三月三十日付で二月一百一十日へうご

牛男木不利の算出努力が大きくなりもなかれども、任期終了後に活動地と同一市町村内への定住割合が低い自治体への事業については、地域おこし協力隊の「地域協力活動を行なながら、その地域への定住・定着を図る」という目的を踏まえて、次年度以降見直すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

域力創造グループ「地域自立応援課事務連絡について」（平成二十九年七月五日付け経済省地
人事及び④「地域おこし協力隊定住状況等調査
により調査した、平成二十九年三月三十一日まで
に任期を終了した地域おこし協力隊員（平成二
十七年度以前に任期を終了した者を含む。）のう
ち活動地と同一の市町村内に定住した者の割合
（小数点第二位を四捨五入した数字）について
は、次のとおりである。

四について
各地方公共団体が置かれた状況は様々であり、御指摘の「活動地と同一市町村内への定住割合」のみによつて一概に事業の効果を評価することは困難であると考えているが、各地方公共団体が地域おこし協力隊員の定住・定着に向けて更に取り組むことができるよう、引き続き適切に支援してまいりたい。

民の税金が原資である前払い金の余剰金が我が国に戻らない状況が続いている現状を改善し、未精算額を解消するべく米国への働きかけを含め手立てを尽くすべきと考える。平成二十三年以降の両国の事務レベルを中心とした早期精算の申し入れが効果を発揮していない現状を踏まえ、国としての未精算額の早期精算に向けた取り組みの具体策を示されたい。

平成三十年三月十三日提出
質問 第一四二号

米国との有償軍事援助(FMS)における日本からの前払い金の余剰金未精算分に関する質

提出者 城井

た韓国大統領府の鄭義溶国家安保室長が米国のホワイトハウスを訪れ、トランプ大統領と面会しました。

面会後の鄭義溶国家安保室長が明らかにしたことによると、金正恩委員長から非核化実現の意思を示し、これ以上の核実験や弾道ミサイルの発射実験を控えると約束し、トランプ大統領との可能な限り早い会談を求めたとのことです。

この金委員長の意向を受けてトランプ大統領も五月までに金委員長と会談すると表明し、北朝鮮情勢が大きく転換する兆しが見えて参りました。

トランプ大統領と金委員長との会談が実現し、核開発や弾道ミサイル発射実験が控えられることになれば、北朝鮮の脅威はなくなり、我が国を取り巻く安全保障環境は大幅に好転することとなります。

トランプ大統領と金委員長との会談の結果、北朝鮮からのミサイル攻撃の可能性が限りなく低くなつた場合、北朝鮮の弾道ミサイルによる攻撃を防御するために導入が決められたイージス・アショアを配備する根拠がなくなり、よつて、政府はイージス・アショアの導入を見直す必要があると考えます。

米朝首脳会談の結果、北朝鮮の脅威が無くなつた場合、導入を決めているイージス・アショアの配備を見直すことはあり得るのか、政府の見解を伺います。

また、購入先との契約では、国際情勢の変化により導入を見直して、イージス・アショアの購入をやめることができる契約になつてゐるのか伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一四四号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出米朝首脳会談とイージス・アショア導入との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出米朝首脳会談と

イージス・アショア導入との関係に関する

質問に対する答弁書

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答え

することは差し控えたいが、いずれにせよ、政府

い」と答弁している。また「我が国は、從来から、北朝鮮と意味のある対話をを行うためには、北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄することにコミットし、そして非核化に向けた具体的な行動を示すことが必要との立場」であると表明している。

トランプ大統領は、北朝鮮による日本人拉致問題の打開を目指すため、政府が日朝首脳会談の実現可能性について検討に入つたことを報じた。複数の政府関係者が十四日未明に明らかにしたという。安倍総理は、北朝鮮が非核化に向けて具体的な行動を取るかどうかなどを見極め、慎重に判断すると報じられている。

トランプ大統領は、北朝鮮が非核化に向けて具体的な行動を取るかどうかなどを見極め、慎重に判断すると報じられている。

五 政府はこれまで継続的に日朝首脳会談の実現可能性を検討しているとの理解でよい。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第一四五号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日朝首脳会談に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

平成三十年三月十四日提出
質問第一四六号

国税庁長官への懲戒処分に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

国税庁長官への懲戒処分に関する質問主意書
平成三十年二月十三日、衆議院予算委員会で麻生財務大臣は「国税庁長官としては適任だと判断したもので、事実、国税庁長官としての職務を適切に行っている」と述べるなど、繰り返し佐川前国税庁長官については「適格適所」であるとの評価を行ってきた。

三月九日、麻生財務大臣は、同日辞任した佐川宣寿国税庁長官について、国有財産行政に關する信頼を損ねたとして、減給二十%、三ヶ月の懲戒処分(「本処分」という。)にすると発表した。麻生財務大臣は「検査や調査の結果次第では、さらに重い懲戒処分に相当する可能性も否定できない」とも発言した。

三月十二日、学校法人「森友学園」との国有地取引に関する決裁文書の書き換え問題をめぐり、麻生財務大臣は記者からの取材に応じ、十四件の文書に書き換えがあったことを発表した。

これに関して、麻生大臣は記者の取材に答え、「佐川の答弁と決裁文書の間に齟齬があつた、誤解を招くということで佐川の答弁に合わせて書き換えられたのが事実だ」、「変だから処罰されたんだ。それによって佐川が減給の上で辞めるということになつた」と述べた。書き換えの責任者について問われた麻生大臣は、「書き換えの一番トップはその時の担当者で、そんなに偉いところではないと思う。最終的な決裁として、佐川が理財局長だったから、その意味で理財局長となるうと思ふ」とも述べた。

財務省が三月十二日に行つた「決裁文書についての調査の結果」の公表以後、麻生大臣は、国税庁長官を既に退任し、国家公務員ではなくなつた佐川宣寿氏について、敬称を付けず、呼び捨てしている。また「変だから処罰された」と述べるなど、懲戒処分の理由も明確ではない。

国税庁長官の懲戒処分に関する疑惑があるの

で、以下質問する。

一 国家公務員法第八十九条は「職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行ひ、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない」と示されているが、本処分においても「説明書」は交付されたという理解でよいか。

二 人事院事務総長発の「処分説明書の様式および記載事項等について」(昭和三十五年四月一日

職職一五五四)では、「國家公務員法第八十九条に定める説明書」には、「根拠法令」の欄には、処分の根拠となる法令の条、項及び号を記入すること」と示されているが、本処分においては、どのような法令に基づいているのか。具体的に示されたい。

三 麻生大臣は「佐川の答弁と決裁文書の間に齟齬があつた、誤解を招くということで佐川の答弁に合わせて書き換えられたのが事実だ」、「変だから処罰されたんだ。それによって佐川が減給の上で辞めるということになつた」と述べた。書き換えの責任者について

長であった佐川宣寿氏は文書の決裁の最終責任者であったため本処分を受けたのであり、具体的な「書き換え」の指示、作業に関与していないという理解でよいか。政府の見解如何。

五 三月十二日に行つた「決裁文書についての調査の結果」の公表以後、麻生大臣は佐川宣寿氏について言及する場合、敬称を付けず「佐川」と呼び捨てしているが、どのような理由からなのか。政府の見解如何。

六 従来、麻生大臣は、「国税庁長官としては適任だと判断したもので、事実、国税庁長官としての職務を適切に行つて」いた旨の見解を繰り返し示していたが、「検査や調査の結果」が未だ十分ではないことを鑑みれば、既に国家公務員の身分を持たない佐川宣寿氏を呼び捨てにする行為は、佐川宣寿氏を貶め、責任が全てそこにあらかじめ印象を国民に与えるのではないか。政府の見解如何。

七 三月十四日、官房長官は定例記者会見で、記者からの「これまでの佐川さんの答弁は虚偽だつたのか、それとも誤りだつたのか」との質問に対し、「佐川長官の国会答弁については、それが虚偽であつたとは財務省も説明していない」と承知しています」と述べた。官房長官や財務省が、佐川長官の国会答弁が虚偽であつたことは説明していないと認識しているにも関わらず、退職を申し出た国税庁長官に本処分を行うことの妥当性をどのように考へているのか。

八 三月十三日、経済同友会の小林喜光代表幹事は記者会見で、財務省の決裁文書の改ざんをめぐる麻生財務大臣の監督責任について「辞めるかどうかは政治家の考え方、美学の問題だが、民間企業なら自分が知るまいが、普通は辞めると述べた上で、「立法府を無視する」とは国民を無視するのと同じだ。民主主義の重大な問題で、行政の長としての監督責任は明確にある」と指摘している。麻生大臣は一連の責任を取り、辞任すべきではないか。安倍総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第一四六号

平成三十年三月二十三日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠一君提出国税庁長官への懲戒処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠一君提出国税庁長官への懲戒処分に関する質問に対する答弁書

国会答弁については、それが虚偽であったとは財務省も説明していないことと、麻生大臣のいう「佐川の答弁と決裁文書の間に齟齬があつた、誤解を招く」ということで佐川の答弁に合わせて書き換えたのが事実で、「変だから処罰された」との発言の整合性はないのではないか。政府の見解如何。

九 三月十三日、経済同友会の小林喜光代表幹事は記者会見で、財務省の決裁文書の改ざんをめぐる麻生財務大臣の監督責任について「辞めるかどうかは政治家の考え方、美学の問題だが、民間企業なら自分が知るまいが、普通は辞めると述べた上で、「立法府を無視する」とは国民を無視するのと同じだ。民主主義の重大な問題で、行政の長としての監督責任は明確にある」と指摘している。麻生大臣は一連の責任を取り、辞任すべきではないか。安倍総理の見解如何。

二、三及び七について

本件処分は、佐川前国税庁長官が理財局長時代の対応により国有財産行政に対する信頼を損なつたことから、国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき行われたものである。

四について

決裁文書の書換えの経緯等については、財務省において引き続き更なる調査を進めているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。なお、麻生財務大臣は平成三十年三月十六日の衆議院財務金融委員会において、佐川前国税庁長官は当時の理財局長であり、書き換えられた文言を見る限り、書換えはそれまでの国会での答弁が誤解を受けることとなるようするために行われたとみられ、また、当時主として答弁を行っていたのは同前長官であった、という趣旨を述べているところである。

五及び六について

麻生財務大臣が財務省職員の名前を敬称を付けて呼ぶことは通常であり、佐川前国税庁長官が在任中にも敬称を付けずに呼んでいたことから、同前長官の退任間もない時期にそれを継続したものであり、「佐川宣寿氏を貶め、責任が全てそこにあるかの印象を国民に与えるのではないか」との御指摘は当たらぬ。

八について

決裁文書の書換えの経緯等については、四についてで、本件処分の理由は、二、三及び七についてで述べたとおりであり、麻生財務大臣の発言はそれを念頭に置いたもので、菅内閣官房長官の発言と整合性がないとの御指摘は当たらぬ。

九について

安倍内閣総理大臣が、平成三十年三月十二日の記者会見において、「国民の皆様から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、なぜこんなことが起きたのか、全容を解明するため調査を進めていく。麻生財務大臣には、その責任を果たしてもらいたいと思います。」と述べたとおりである。

平成三十年三月十四日提出

質問 第一四七号

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改さん・書き換え対象者に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

主意書

平成三十年三月十二日に国会に報告された財務省理財局による組織的な決裁文書改さん・書き換えは、国の行政全体への信頼を裏切りました。一

省担当局の問題では到底認めきれない政治全体への不信を招いた極めて重大な改ざん・書き換え事件であると考えます。なぜ、このような改ざん・書き換え行為を行わなければならなかつたのか。組織としてどのような判断をしたのかを、政府が

右質問する。

内閣衆賀一九六第一四七号

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改ざん・書き換え対象者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改ざん・書き換え対象者に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

そこで、以下の通り質問します。
一 財務省提出資料決裁文書の改ざん・書き換えの状況(以下提出資料と記す)の三十三頁及び四十頁、「本年四月二十五日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですか』とお尋ねの「その根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国有畔とは、国有財産である畔である。

人が現地の前で並んで写っている写真を提示】の部分を削除した明確な理由を示されたい。

二 提出資料三十四頁及び四十一頁、「安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨が記載される。」の部分を削除した明確な理由を示されたい。

ところで、書換えが行われた目的、経緯等について、最終的に調査結果を踏まえる必要があるため、お尋ねについて現時点でお答えすることとは困難である。

平成三十年三月十五日提出

質問 第一四八号

国有畔の取扱いに関する質問主意書

提出者 末松 義規

国有畔の取扱いに関する質問主意書
財務省が「国有畔」と称し、国有財産として取り扱っているものについて、次の事項について質

問する。
一 「国有畔」の具体的な定義及びその根拠は何か。
二 「国有畔」が国有財産であることについて、具体的な「法令の規定」は何か。

国有畔の問題は、財務省のみではなく、法務省及び会計検査院も関与しているものである。
右質問する。

内閣衆賀一九六第一四八号

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出国有畔の取扱いに関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員中谷一馬君提出国有畔の取扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「その根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国有畔とは、国有財産である畔である。

国有財産は、明治七年太政官布告第百二十号において官有地とされた畠畔であつて、同布告は、国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する「法令の規定」に当たるものと考えている。

平成三十年三月十五日提出
質問 第一四九号

財務省の「決裁文書についての調査の結果」における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

財務省の「決裁文書についての調査の結果」における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問主意書

の責務に関する質問主意書

刑事訴訟法第二百三十九条第二項では、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されている。

財務省が三月十二日に公表した「決裁文書についての調査の結果」(「本調査」という。)では、「昨年二月に本件が国会で取り上げられて以降、昨年二月下旬から四月にかけて、財務省理財局において、「決裁文書について、書き換えが行われていたことを確認」と明らかにされている。

本調査に関する政府の刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務について確認したいので、以下質問する。

一 政府は刑事訴訟法第二百三十九条第二項により「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」といふことは、告発をしなければならない」と規定している。

二 本調査でいう書き換えは法令上の犯罪に該当することは否定できないと考えているのか。政府の見解如何。

三 刑事訴訟法第二百三十九条第二項は、「その

職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定しているが、「犯罪があると思料するとき」が要件であり、確たる犯罪事実であることをまでは求めていない。本調査でいう「書き換え」は「犯罪があると思料するとき」に該当し、政府は、刑事訴訟法第二百三十九条第二項に基づき、財務省理財局を告発をしなければならないのではないか。政府の見解如何。

四 本調査を公表しつつ、政府が刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務を果たさないならば、政府は刑事訴訟法第二百三十九条第二項に違反するのではないか。政府の見解如何。

平成三十年三月十五日提出
質問 第一五〇号

米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

内閣衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

質問主意書

米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問主意書

「米朝首脳会談」の動きは、世界に衝撃を与え、わが国の外交政策にも重大な影響を及ぼすことが予想される。

そこで、トランプ大統領との電話会談に関する二百三十九条第二項の責務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠一君提出財務省の「決裁文書についての調査の結果」における刑事

訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、文書についての調査の結果における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問に対する答弁書

二 「非核化」が必ずしも「核・ミサイルの完全検証可能かつ不可逆的な形での放棄を意味していないとした場合、安倍総理は「何を評価」しているのか。どのように「変化」したことを評価しているのか。

三 三月十一日付けの毎日新聞は、「トランプ米大統領は十日、東部ペンシルベニア州で演説し、北朝鮮の金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長との米朝首脳会談に関連し、金委員長の核・ミサイル実験凍結の表明を「私は本当に信じる。北朝鮮は和平を望んでいる。その時期が来たと思う」と述べ、非核化実現に意欲を示した。また、「多くのミサイルが上空を越えた日本は、私の取り組みをとても喜んでいる」とも語った」と報じている。安倍総理がこのような内容を、電話会談でトランプ大統領に伝えた事実はあるのか。

四 「総理発言」のうち「拉致問題の解決のためにも、トランプ大統領の協力をお願いしたいといふことを申し上げたところであります。トランプ大統領からは、安倍総理が言つたことは十分よく分かっているという発言がございました。について、トランプ大統領は、拉致問題を米朝首脳会談でとりあげると、安倍総理に確約したのか。ここでいう「十分よく分かっている」とは、米朝首脳会談でとりあげるということなのか。具体的に何を意味しているのか。

五 「総理発言」の中の「予算成立後、四月中にも訪米し日米首脳会談を行いたいと思います。」について、日米首脳会談が行われることは決まりたのか。

六 その前提となる「米朝首脳会談」の開催は公式に決まったのか、政府は承知しているのか。

七 「日米首脳会談」では、米朝首脳会談で「核・ミサイルの完全検証可能かつ不可逆的な形での

放棄」を前提とするとともに、「拉致問題」を取り上げるよう、トランプ大統領から確約を得るべきではないか。

八 トランプ大統領に「核・ミサイルの完全検証可能なかつ不可逆的な形での放棄」と「拉致問題」を全て委ねることが、国益につながると考えているのか。直接対話をを行うため日朝首脳会談を開催するつもりはないのか。

九 「電話会談」は、毎日新聞三月九日付け夕刊によると、「電話での協議は米国側から要請した」とある。米朝首脳会談受け入れの通告のための電話会談と理解してよいか。

十 トランプ大統領が、米朝首脳会談受け入れを表明する前に、安倍総理、または日本政府に対し事前に通知、連絡はあったのか。あつたとすれば、どのような内容だったのか。また、事前連絡がなかつたとすれば「日本の頭越し」とならないか。安倍総理の率直な受け止め方を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一五〇号
平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員奥野總一郎君提出米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野總一郎君提出米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問に対する

答弁書
一及び二について
北朝鮮の意図については、政府としてお答えする立場にないが、いずれにせよ、お尋ねにつ

いては、安倍内閣総理大臣が平成三十年三月九

日の記者会見において「北朝鮮が非核化を前提に話し合いを始める、そう北朝鮮の側から申し出たこと、この北朝鮮の変化を評価いたします」と述べたとおりである。

三及び四について
北朝鮮情勢を含め、米国とは平素から様々なやり取りを行つてきているが、外交上の個別のやり取りの詳細については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたま

五について
平成三十年三月九日（日本時間）に行われた日米首脳電話会談において、同年四月に安倍内閣総理大臣が訪米し、トランプ米国大統領と首脳会談を行うことで合意したことであるが、現時点で、詳細については、何ら決まっていない。

六及び七について
米国と北朝鮮との間の個別のやり取りについては、政府としてお答えする立場にない。

八について
お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたま

い。いずれにせよ、今後の具体的な対応につい

ては、米国及び韓国をはじめとする関係国と緊密に連携しながら、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が最も効果的かという観点から、検討してまいりたい。

九及び十について
お尋ねの点について明らかにすることは、相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すことあることから差し控えたいが、いずれにせよ、対北朝鮮政策について、日米間で緊密に連携している。

平成三十年三月十五日提出
質問 第一五一号

カジノを合法化する法案と刑法の賭博に関する法制との整合性に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

五について
カジノを合法化する法案と刑法の賭博に関する法制との整合性に関する質問主意書

昨年三月に以下の質問をしたが、今後、検討するとの理由でゼロ回答だった。今回は誠実な答弁を期待する。

賭博に関する特別法と刑法の関係については、平成二十五年十一月二十日開催の衆議院内閣委員会において、当時の平口洋法務大臣政務官は、「前略」法務省といたましても刑法を所管する立場から、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止、こういったような点に着目し、賭博に関する立法について意見を申し述べてきたところでございます。これからも、賭博に関する特別法が検討される場合には、このような観点から協力したい、このように考えております。」と答弁している。

また、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の附帯決議（以下、附帯決議）の二二において、政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるにあたり、特定複合観光施設区域の整備の推進にかかる「目的の公益性」、「運営主体等の性格」、「収益の扱い」、「射幸性の程度」、「運営主体の廉潔性」、「運営主体の公的管理監督」、「運営主体の財政的健全性」、「副次的弊害の防止等」の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討をすることを求められている。

そこでお尋ねする。

馬の場合は競馬法において、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与することが競馬の目的として規定されている。カジノについては、収益の一定の割合を公益的な用に供することで公益性を担保できると考へているのか、公益性を担保するためどのような措置を考へているのか、ご教示願いたい。

附帯決議「二」を受けて現在政府で検討している「運営主体等の性格」の定義をご教示願いたい。また、「運営主体等の性格」の例示をお示し願いたい。その上で、「運営主体等の性格」について、カジノ施設がどのような対応をすれば、「運営主体等の性格」が満たされるのか、ご教示願いたい。

競馬をはじめ、現行の公営ギャンブルの運営主体は特殊法人、自治体、施行組合となつていて、カジノが民間企業等による民営で運営される場合、他のギャンブルとの整合性はどうのうにとつていいのか、ご教示願いたい。

附帯決議「二」を受けて現在政府で検討している「収益の扱い」の定義をご教示願いたい。また、「収益の扱い」の例示をお示し願いたい。その上で、「収益の扱い」について、カジノ施設がどのような対応をすれば、「収益の扱い」が満たされるのか、ご教示願いたい。

収益構造について、中央競馬については七十五パーセント程度を払い戻し、地方競馬については七十五パーセント程度を払い戻し、競輪については七十五パーセント程度を払い戻し、オートレースについては原則として七十パーセントを払い戻

「目的の公益性」の定義をご教示願いたい。また、「目的の公益性」の例示をお示し願いたい。その上で、「目的の公益性」について、カジノ施設がどのような対応をすれば、「目的の公益性」が満たされるのか、「ご教示願いたい。

労働制の見直しやいわゆる高度プロフェッショナル制度の創設については、「日本再興戦略」(平成二十五年六月十四日閣議決定)等を踏まえて労働政策審議会で検討され、「今後の労働時間法制等の在り方について建議」(平成二十七年二月十三日労働政策審議会建議において「厚生労働省において・・・通常国会における労働基準法等の改正をはじめ所要の措置を講ずることが適当である」とされたものである。

お尋ねの「二〇一五年三月(中略)お答え願いたい」については、御指摘の「裁量労働制の方が一日の労働時間が短いとの資料」が平成二十七年三月二十六日の民主党厚生労働部会議に厚生労働省より提出された「専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布(以下「本資料」という。)」を指すのであれば、本資料は、その提出当時既に調査結果が取りまとめられた平成二十五年度労働時間等総合実態調査により把握された労働時間の状況等についての数字を用いて作成されたものであり、また、本資料の作成の経緯についても、平成三十一年二月二十六日の衆議院予算委員会で加藤厚生労働大臣が「当時、民主党の部門会議・・・で説明をさせていただく中でいろいろ宿題もいただき、また、それに必要なものは何かということを、戻ってきて、課長以下、課内で、大体こんなことだねという方針をつくり、そしてそれにのつとつた資料をそれぞれの課員がつくり、そしてそれにのつとつた資料をそれぞれの課員がつくり、その後の一つがこれであります。その上で、課長に了解を得、局長に了解を得て、そして部門会議に提出をさせていただいた」と答弁しているところである。

お尋ねの「過去、政府が・・・その事例と認めた法的根拠をお示し願いたい」については、「政府が過労死の個別事例を認めたケース」の意味する。

ところが明らかではないためお答えすることは困難である。

お尋ねの「野村不動産に特別指導が・・・どの条項に当てはまるのか及び特別指導とは何か。

今回、何例目かについては、「個別企業名を開示したのは、どのような法的根拠があつたのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年十二月二十五日に東京労働局長が野村不動産株式会社に対し行った指導(以下「本件特別指導」という。)は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第四十一号に掲げる厚生労働省の所掌事務に関する行政指導として行われ、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成二十九年一月二十日付け基発○一二〇第一号厚生労働省労働基準局長通達)に基づく公表の対象ではないが、行政の対応を明らかにすることにより同種事案の防止を図る観点から対象企業名を含めた公表の必要性が認められた。

ことから公表されたものである。また、本件特別指導以外に都道府県労働局長により「特別指導」という名称で企業に対し実施された指導はない。

お尋ねの「当該特別指導に当たっては・・・そ

の法的根拠をお示し願いたい」については、「政務

三役の了解」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導は、東京労働局長がその実施を決定したものである。

お尋ねの「加藤厚生労働大臣に・・・否か、お

示し願いたい」については、本件特別指導につい

て、平成二十九年十一月十七日、同月二十二日及

び同年十二月二十二日に加藤厚生労働大臣に報告

されたが、その報告内容の詳細については、個別

の事案に關することであり、また、今後の対応に

支障を來すおそれがあることから、お答えを差し

とされたものである。

お尋ねの「野村不動産は当該過労死の事実を・・・合法的に適用されていた方か」については、「当該過労死」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

お尋ねの「裁量労働制の適用前後では・・・内閣の見解を問う」については、御指摘の観点から調査は現時点において行っていない。なお、裁量労働制については、その実態を把握するための調査を行つかについては現在検討しているところである。

お尋ねの「裁量労働制について行つてない。

なお、裁量労働制について行つてない。

現在調査中とのことだが、調査結果を待たずにお尋ねの「野村不動産は当該過労死の事実を・・・合法的に適用されていた方か」については、「全く関係ない」ことは明らかになつてゐるのか。内閣の見解を問う。

内閣衆賀一九六第一五三号 内閣總理大臣 安倍 晋三 平成三十年三月二十三日

内閣總理大臣 安倍 晋三

<p

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁

〔別紙〕

文書の改ざん前の記述に関する質問主意書
平成三十年三月十二日に、財務省は、森友学園への国有地売却に係る決裁文書の改ざんについて認め、改ざん前と改ざん後の決裁文書を比較した資料を公表しました。

そこで、以下の通り質問します。

一 新たに明らかになつた、改ざん前の決裁文書に、安倍昭恵夫人についての記述が数ヶ所ありました。これから考へれば、昭恵夫人は森友学園との国有地の払い下げや価格交渉に関わつていたと言えるのではないか。

二 新たに明らかになつた、改ざん前の決裁文書に、安倍昭恵夫人についての記述が数ヶ所ありました。これら考へれば、昭恵夫人の存在は、森友学園との価格交渉の中で、財務省の担当者、決裁に關係した者の認識や意思決定に影響を与えたのではないか。もし、影響を与えていないなら、その客観的な根拠、証拠を示して下さい。

三 新たに明らかになつた、改ざん前の決裁文書に、「本件の特殊性」という文言が数ヶ所、記述されています。この「本件の特殊性」の背景には、昭恵夫人の関与も含まれるのではないか。
右質問する。

内閣衆質一九六第一五四号
平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書の改ざん前の記述に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

受けたか否かを示すことも法令に反しないと考えますので、報告を受けたか否かについてお答えください。

三 二について、もし報告を受けていたのであれば、本件特別指導が行われた十二月二十五日の事前ですか、それとも事後ですか。

四 安倍総理は、平成三十年三月五日参議院予算委での石橋議員の質疑で、「御指摘の件については報告を受けている」と答弁していますが、この「御指摘の件」とは何ですか。

五 四について、もしこれが、野村不動産での過労死事案だとすれば、報告を受けているか否かを答弁をすることは法令に反しますか。

六 五について、法令に反しないのであれば、加藤厚生労働大臣が野村不動産における過労死事案の申請、及び認定の報告はそれぞれ受けたか否かを回答するのも問題はないと思ひますので、報告をそれぞれ受けたか否かをお答えください。

七 一般論として、二〇一六年九月に発生し、二〇一七年十二月に認定された過労死事案は、毎年公表される「過労死等の労災補償状況」では、いつ公表され、何年度のデータに集計されますか。

八 裁量労働制が違法に適用された方について労災が認定された場合で、指導等の結果その認定は、「裁量労働制対象者に係る支給決定件数」に集計されますか。それとも、裁量労働制の適用がなかったものとみなされ、集計対象外となり、その裁量労働制での過労死の事実は公表されませんか。

そこで、以下の通り質問します。

一 本件特別指導について、安倍総理は、平成三十年三月五日参議院予算委での石橋議員の質疑で、「報告を受けている」と答弁していますが、このような答弁することは法令に反しますか。

二 一について、もし法令に反しないのであれば、加藤厚生大臣が特別指導についての報告を行

あつたということですか。

十九で、必ずしも人数の規模や悪質性が最も重大と言いつ切れないのであれば、本件特別指導は、裁量労働制の拡大を目玉とする働き方改革法案を成立させようとする安倍総理にそんたくして、違法な裁量労働制を取り締まつているというPRとアリバイ作りのために、特別指導が実施されたのではありませんか。

十一 本件特別指導が、他のプレスリリースと異なり、厚生労働省あるいは東京労働局のホームページに掲載されなかつた理由を示して下さい。

十二 違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実績について、過去五年、年度ごとの件数を示して下さい。

十三 本件特別指導は、平成二十九年一月二十日付の「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実績及び企業名の公表について」に則つて公表されましたか。もし則つていないのであれば、どのような法令を根拠に公表されましたか。

十四 特別指導の定義と法令上の根拠を示して下さい。

十五 本件特別指導と、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導は、法令の根拠、対象、効果、主体等の点でどのように違つてあるかを、それぞれ示して下さい。

十六 捨保ジャパン日本興亜株式会社では、営業職に違法に裁量労働制を適用しているのではないかとの指摘がありますが、同社に対し、厚生労働省は、裁量労働制の適用に関する指導を行いましたか。

十七 裁量労働制が違法に適用されている状況に対し、厚生労働省が行政指導等を行った件数について、過去五年、年度ごとに件数を示して下さい。現在把握してなければ、把握した上で公表する期限を示して下さい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一五五号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社に対する特別指導の根拠や手続き等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出野村不動産株式会社に対する特別指導の根拠や手続き等に

関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁については、法令に反するものとは考えていない。

二及び三について

加藤厚生労働大臣は平成二十九年十二月二十五日に東京労働局長が野村不動産株式会社に対して行った指導（以下「本件特別指導」という。）について報告を受けており、その日付については、先の答弁書（平成三十年三月十六日内閣衆質一九六第一三二号。以下「前回答弁書」といいう。）四についてでお答えしたとおりである。

四について

御指摘の答弁は、安倍内閣総理大臣が、本件特別指導について、その報告を受けていたが、平成二十九年十二月二十六日に公表されたこと以外のことについては報告を受けていない旨をお答えしたものである。

五及び六について

お尋ねについては、前回答弁書五及び十五から十七までについてでお答えしたとおりである。

七について

お尋ねの「一般論として、二〇一六年九月に発生し、二〇一七年十一月に認定された過労死

事案の意味するところが必ずしも明らかではないが、毎年度公表している「過労死等の労災補償状況」においては、その公表された日の属する年度の前年度内に脳・心臓疾患又は精神障害に起因する死亡により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付の支給の決定がされた件数等を集計してお示ししております、直近では、平成二十九年六月三十日に平成二十八年度過労死等の労災補償状況」を公表したところである。

八について

お尋ねの意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

九及び十について

お尋ねの「裁量労働制が違法に適用された事

一について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、野村不動産株式会社においては、一定の役職以上の労働者が一律に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号、第三十八条の四の規定

十二について

ましめたか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導は、公表通達に基づく公表の対象ではないが、九及び十について述べた理由により対象企業名を含めた公表の必要性が認められたことから公表されたものである。

十三について

お尋ねの「どのような法令を根拠に公表され

る」という

お尋ねの「どのようないかで公表される

こと

について

お尋ねの「どのようないかで公表される

こと

について

お尋ねの「どのようないかで公表される

こと

について

お尋ねが本件特別指導を含む都道府県労働局長により「特別指導」という名称で企業に対し実施される指導についての一般的な「定義と法令上の根拠」を問うものであれば、現時点で、本件特別指導以外に都道府県労働局長により「特

十二について

お尋ねの「他のプレスリリースと異なり」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導については、東京労働局における記者会見において、資料が配布され、同局局長が説明を行つたところである。

十三について

お尋ねの「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実績について、過去五年」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成二十九年一月二十日付け基発〇一二〇第一号厚生労働省労働基準局長通達。以下「公表通達」という。）に基づく都道府県労働局長による指導の実績について、平成三十年三月二十日時点において一件である。また、公表通達に基づく労働基準監督署長による指導の実績については、同時点において十五件である。

十四について

お尋ねについて、個別の事案に関する件数

である。

十五について

お尋ねについて、個別の事案に関する件数

である。

十六について

お尋ねについて、個別の事案に関する件数

である。

十七について

お尋ねの「裁量労働制が違法に適用されてい

る」という

お尋ねの「どのようないかで公表される

こと

について

お尋ねが本件特別指導を含む都道府県労働局長により「特別指導」という名称で企業に対し実

施される指導についての一般的な「定義と法令

上の根拠」を問うものであれば、現時点で、本

別指導」という名称で企業に対し実施された指導はないため、お尋ねについてお答えすること

は困難である。なお、本件特別指導の法令上の根拠等については、前回答弁書六についてでお答えしたとおりである。

十五について

お尋ねの「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導及び「法令の根拠、対象、効果、主体等の点でどのような違いがあるかの意味するところが必ずしも明らかではないが、本件特別指導は、東京労働局長が野村不動産株式会社の社長に対し行つたものである。一方、公表通達に基づく指導は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が公表通達の「対象となる企業」の「経営トップ」等に対し行うものである。

十六について

お尋ねについて、個別の事案に関する件数

である。

十七について

お尋ねの「裁量労働制に關し是正勧告を行つた事業場数は百三十事業場であります」と答弁したところである。なお、平成二十八年以前に裁量労働制に關し是正勧告を行つた事業場数については、統計をとつておらず、お答えすることは困難である。

官報(号外)

<p>東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する 法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。</p> <p>平成三十年三月二十三日</p> <p>提出者 法務委員長 平口 洋</p>	
<p>東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する 法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。</p> <p>平成三十年三月二十三日</p> <p>提出者 法務委員長 平口 洋</p>	
<p>東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する 法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。</p> <p>平成三十年三月二十三日</p> <p>提出者 法務委員長 平口 洋</p>	<p>保険業法等の一部を改正する法律の一部を 改正する法律 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年 法律第三十八号)の一部を次のように改正する。 附則第十六条第一項中「施行日から起算して十 二年を経過する日」を「平成三十五年三月三十一 日」に改める。</p> <p>この法律は、平成三十年四月一日から施行す る。</p> <p>この法律は、平成三十年三月三十一日にその期限 が到来する特定保険業者であつた少額短期保険 業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措 置について、保険契約者等への影響に鑑み、当 該特例措置の期限を延長するもので、時宜に適 うものと認め、可決すべきものと議決した次第 である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成三十年三月二十三日</p> <p>衆議院議長 財務金融委員長 小里 泰弘</p>
<p>東日本大震災法援事業の執行状況に鑑み、 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本 司法支援センターの業務の特例に関する法律の有 効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する 必要がある。これが、この法律案を提出する理由 である。</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律の一部を 改正する法律案(内閣提出、第一百九十五回 国会闇法第四号)に関する報告書</p> <p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、平成三十三年三月三十一日にその期限 が到来する特定保険業者であつた少額短期保険 業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措 置について、保険契約者等への影響に鑑み、当 該特例措置の期限を延長するもので、その内容 は次のとおりである。</p> <p>1 平成三十年三月三十一日までとされている 少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に 関する特例措置について、その期限を平成三 十五年三月三十一日まで延長すること。</p> <p>2 この法律は、平成三十年四月一日から施行 すること。</p>	<p>保険業法等の一部を改正する法律の一部を 改正する法律 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年 法律第三十八号)の一部を次のように改正する。 附則第十六条第一項中「施行日から起算して十 二年を経過する日」を「平成三十五年三月三十一 日」に改める。</p> <p>この法律は、平成三十年四月一日から施行す る。</p> <p>この法律は、平成三十年三月三十一日にその期限 が到来する特定保険業者であつた少額短期保険 業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措 置について、保険契約者等への影響に鑑み、当 該特例措置の期限を延長するもので、時宜に適 うものと認め、可決すべきものと議決した次第 である。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成三十年三月二十三日</p> <p>衆議院議長 財務金融委員長 小里 泰弘</p>

官 報 (号 外)

平成三十年三月二十七日

衆議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十一
可日

発行所	二東京一〇五番地虎ノ門二丁目
独立行政法人國立印刷局	
電話	03 (3587) 4294